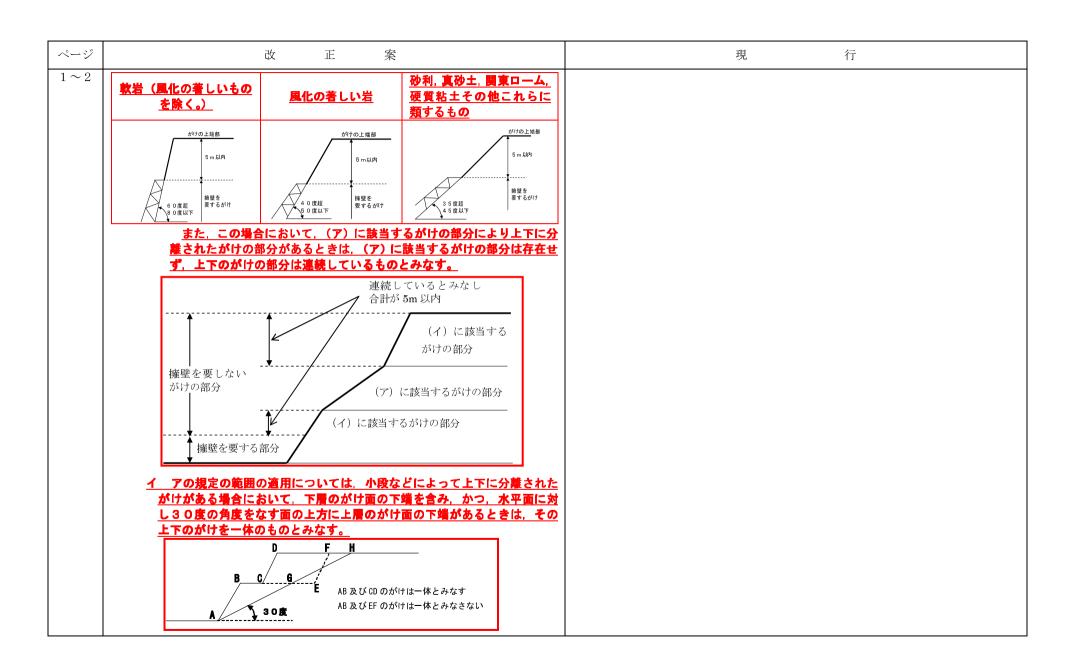
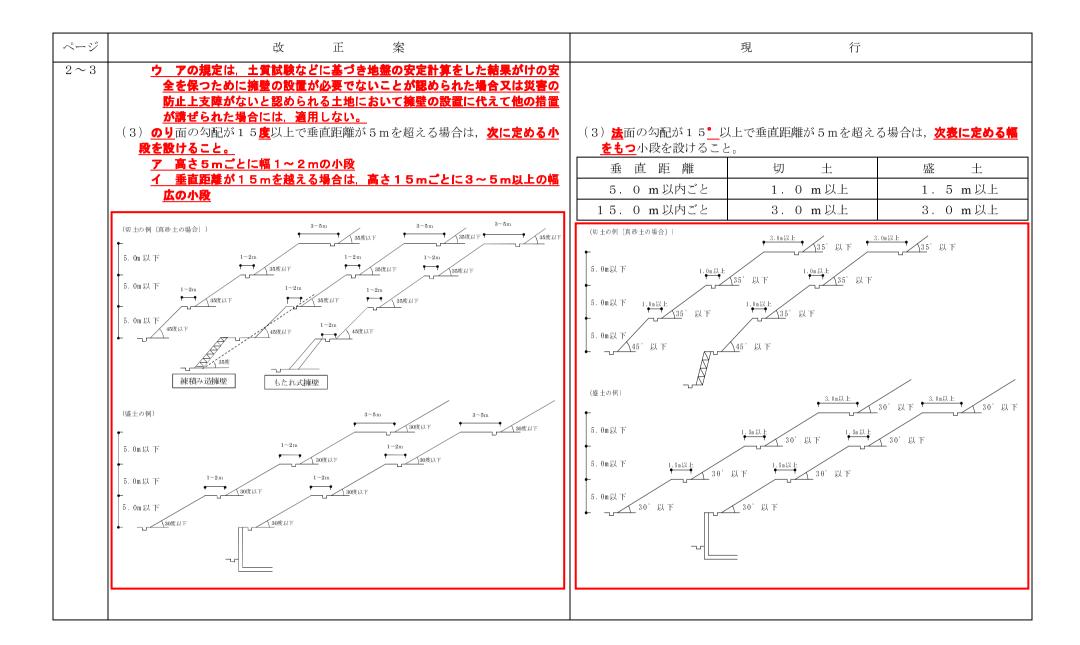
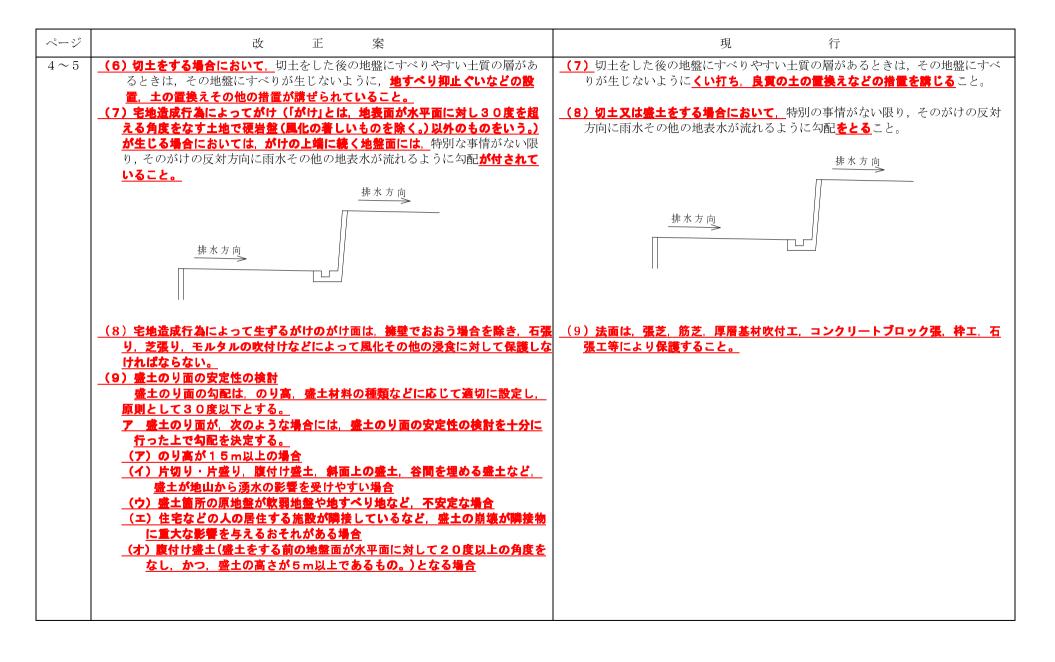
(別紙) 宅地造成工事に関する許可の基準の一部改正 新旧対照表 (**下線**の部分は改正部分)

ページ		 改 正	 案		Ŧ		
1	1 土工事				1 土工事		
	(1) <u>切土又は盛土をする場合において、地下水によりがけ崩れ又は土砂の流出が</u> 生じるおそれがあるときは、造成工事に係る宅地の区域(以下「造成区域」)						土地その他これらに 類する土地 の保護、擁壁又は排水施設を設
					でのる場合は、切工、鑑工。 置するなど安全上必要な措		の休禮、「推坐又は伊水肥設で設
	内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、排水施設が設置されていること。排水施設は、その管きょの勾配及び断面積が、切土又は盛土を				E/OCCXIII	<u> </u>	
				地域の面積を用いて			
		k排水量を有効かつ	適切に排出するこ	とができる排水施設			
	<u>とする。</u>						=
	(2)宅地造成行為によ						<u>「面(「がけ」とは、地表面が水平</u>
	<u>無望の設置、石張り、</u> こと。	之張り、モルダル	の吹付けての他の	<u>骨置が講ぜられている</u>			(風化の著しいものを除く。)以いう。)には擁壁を設けること。
		地の部分に生ずる高	さが2mをこえる	がけ、盛土をした土			いるがけ又はがけの部分が次のよ
				盛土とを同時にした	うな場合には、この限りで		Control of the Management
				は、擁壁でおおわな			
				ずることとなるがけ			
		で次のいずれかに酸	<u>当するもののがけ</u>	面については、この			
	限りでない。			アン次表中左欄の土質に	広げ 市場の勾配で	下で打 川野ス場合	
	<u>(ア)土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配</u> が同表の中欄の角度以下のもの					(垂直距離5m以内に限る。)	
	砂利, 真砂土,					中欄の勾配以下で切り取る場	
		軟岩(風化の著		関東ローム、硬	<u>6</u>		<u> </u>
	<u>土質</u>	しいものを除	風化の著しい岩	質粘土その他こ		擁壁を要しな	い勾配 擁壁を要する勾配
		<u>(,)</u>		<u>れらに類するも</u>	土質	の上限	
				<u>0</u>	軟岩(風化の著しい	±. Ø	
	擁壁を要しない	60度	40#	3 5度	<u>を除く。)</u>	60°	80°
	勾配の上限	<u>00度</u>	<u>4 0 度</u>	<u>3 5 6</u>	風化の著しい	<u>岩</u> 40°	<u>50°</u>
	<u>擁壁を要する勾</u> 配の下限	<u>8 0 度</u>	<u>5 0度</u>	<u>4 5度</u>	<u>砂利,真砂土,関東</u> <u>ム</u>	<u>35°</u>	<u>4 5°</u>
				かつ、土質に応じ勾			
				のもので、その上端			
	<u>から下方に垂</u>	直距離 5 m以内の部	分。				





ページ	改 正 案	現
$3\sim4$	ウ のり面の上部に自然斜面が続いているなど、切土又は盛土のり面以外か	94 11
$3 \sim 4$	ウ のり国の上部に自然料面が続いているなど、切工又は盤工のり面以外が らの表面水が流下する場所には、のり肩排水溝を設けること。	
	エ 小段には、小段上部のり面の下端に沿って、排水溝を設けること。また、	(4) 法面小段には排水溝を設け、縦排水溝を適切に配置すること。
	・ 小段には、小段工師のグ画の「編に石づて、好不得を設けること。また、 小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配をつけて施工し、排水溝に水が	また、背後地から雨水の流出がある法面は、法肩に排水溝を設け、法面に雨水
	流れるようにすること。	を流さないようにすること。
	オ のり肩又は小段に設ける排水溝に集められた水をのり尻に導くため、縦	
	排水溝を設けること。縦排水溝は、流量の分散を図るため間隔は20m程	
	度とし、排水溝の合流する箇所には、必ずますを設けて、ますには、水が	
	飛び散らないようにふた及び泥溜を設けること。	
	(4) 盛土 をする場合には、盛土に雨水その他の 地表水又は地下水の浸透による緩	(5) 盛土 は 、地表水又は地下の浸透による緩み、沈下、崩壊又は 滑り が生じない
	み, 沈下, 崩壊又は すべり が生じないように, おおむね30cm以下の厚さの	ように、盛土の地盤全体に及ぶように、盛土をする際に下から仕上り厚さ30
	層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他	c m程度ごとに層状に締固めを繰り返して行うものであること。
	これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地すべり抑	
	止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留(以下、「地すべり抑止ぐいなど」	
	という。)の設置その他の措置が講じられていること。	
	(5) 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤	<u>(6)盛土をする地盤傾斜が15°以上で盛土高が2mを超える場合は、盛土の滑</u>
	と盛土とが接する面がすべり面とならないように、 段切りその他の措置が講ぜ	動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分除去するとともに, 段切り を
	<u>られていること。</u>	<u>行う</u> こと。
	① <u>著しく傾斜している土地</u>	
	現地盤の勾配が15度(約1:4)程度以上又は旧谷部などの地	
	<u>下水位が高くなると予想される箇所</u>	
	② <u>段切り寸法</u>	
	<u>高さ50cm,幅1m程度以上</u>	
	③ <u>排水勾配</u>	
	<u>のり尻方向に3~5%程度</u>	
	計画盛七面	
	地盤面	
	 	
		*
	# \$ 0.5m以上	★ □ • 55.20 m
	₹	2~5% JO 5~2.0m
	15度以上 1.0m以上	→ 1. 0m以上
	10 <u>风</u> 外上	•, VIII 6/7 vides



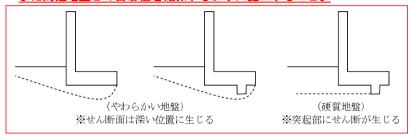
ページ	改正案	現	行
ページ 6~7	(ア) 谷埋め型大規模盛土造成地 盛土をする土地の面積が3、000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水が産土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの (イ) 腹付け型大規模盛土造成地 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、 盛土の高さが5m以上となるもの イ 検討に当たっては、次の各事項に十分留意すること。ただし、安定計算の 結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件 の施工実績、災害事例などを十分参照すること。 (ア) 安定計算 谷埋め型大規模盛土造成地の安定性については、二次元の分割法により 検討することを標準とする。 腹付け型大規模盛土造成地の安定性については、二次元の分割法により 検討することを標準とする。 (イ) 設計強度定数 安定計算に用いる粘着力及び内部摩擦角の設定は、盛土に使用する土を 用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せ ん断試験を行うことにより求めることを原則とする。 (ウ) 間げき水圧 盛土の施工に際しては、地下水排除工を設けるなどして、盛土内に間げ き水圧が発生しないようにすること。 しかし、造成区域内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知 な点が多く、また、盛土全体の安全性に大きく影響するため、安定計算に よって盛土全体の安定性を検討する場合は、盛土の下部又は個方からの浸 透水による水圧を間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形 成される地下水による間げき水圧とし、現地の実測によって求めることが望まし いが、因難な場合はほかの適切な方法によって推定することも可能とする。 (エ) 最小安全率	現	行
	(エ) 最小安全率 盛土の安定については常時の安全性を確保するとともに、最小安全率 (Fs)は、大地震時にFs≥ 1. 0とすることを標準とする。 なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0. 25に建築基準法施行令第88条第1項に規定する2の数値を乗じて得た数値とする。		

ページ 改 正 案	現
7~8 2 擁壁の構造 がけ面に設置する擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は 練積み造 (石積み、コンクリートブロック積み)とすること。 なお、構造計算などにおいて本基準に示されていない事項については、「宅地防 災マニュアルの解説」を参考にすること。	2 擁壁の構造 がけ面に設置する擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は 練積み造(石積み、コンクリートブロック積み)とすること。 なお、構造計算等において本基準に示されていない事項については、「宅地防災マニュアルの解説」を参考にすること。 (1) 鉄筋、無筋コンクリート造、無筋コンクリート造の接壁は、構造計算により次のことを確認すること。 なお、計算には、原則として資料(ポーリング、土質調査など)添付すること。 (ア) 土圧、水圧、地震力及び自重によって擁壁が破壊されないこと。 (イ) 土圧などにより擁壁が転倒しないこと。 (ウ) 土圧などにより擁壁の基礎がすべらないこと。 「宇 ≥ 1.5(常時) (エ) 土圧などにより擁壁の基礎がすべらないこと。 (オ) 土圧などにより接壁の各部に生じる応力度が接壁の材料である鉄材及びコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

 ページ
 改 正 案
 現 行

8~9

- d 突起は硬質地盤(堅固な地盤や岩盤)に対して適用することを原則と する。(軟質地盤では突起があっても、通常の基礎下部の施工条件の場合 には、せん断面が突起なしの場合と大きく変わらないため)
- <u>e 突起は堅固な地盤や岩盤に対して、これらの地盤を乱さないように、</u> また周辺地盤との密着性を確保するように施工すること。



イ 設計条件の設定

(ア)外力の設定

土の単位体積重量、内部摩擦角などの土質条件、土圧、水圧、自重などの荷重条件及び鋼材・コンクリートなどの接壁部材の許容応力度、地盤の許容応力度などを適切に設定しなければならない。

a 土質条件

土賞定数は、原則として土賞調査・原位置試験に基づき求めたものを 使用する。

ただし、これによることが適当でない場合や、小規模な宅地造成においては、表1及び表2を用いることができる。

表 1

± #	単位体積重量 (k N/㎡)	土圧係数 <mark>×</mark>
砂利又は砂	1 8	0.35
砂質土	1 7	0.4 <u>0</u>
シルト,粘土又はそれらを多量に含む土	1 6	0.5 <u>0</u>

※土圧係数は、背面土の勾配を90<u>度</u>以下、余盛<u>など</u>の勾配及び高さを それぞれ30<u>度</u>以下及び1m以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面 などには積載荷重がない条件に合致する場合に用いることができる。

イ コンクリート造擁壁の設計基準

(ア) <u>荷重</u>

擁壁は、次の荷重の組合せによる各応力の合計により計算すること。

<u>a 常時</u>

静荷重+土圧 b 地震時

静荷重+土圧+地震力

(イ) 静荷重

<u>接壁の自重と床版上の重量</u>, 建築物などの積載荷重を含むものとする。

(単位体積重量表)

<u>村</u>		料		単位体積重量 (kN/m³)	土圧係数
コン	/ ク リ	_	٢	2 3	
鉄 筋	コンク	у —	F	24.5	
砂	利 又	は	砂	1 8	0.35
砂	質		土	1 7	0.4
シルト, *	4土又はそれら	を多量に含	む土	1 6	0.5

※土圧係数は、背面土の勾配を90°以下、余盛等の勾配及び高さをそれ ぞび1m以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がない 条件に合致する場れ30°以下合に用いることができる。

ページ	改正案	 現	
1 0 ~	(d) 地震時荷重		
1 1	<u>接壁自体の自重に起因する地震時慣性力と裏込め土の地震時土圧を</u>		
	考慮する。ただし、設計に用いる地震時荷重は、地震時土圧による荷		
	重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷		
	重のうち大きい方とする。なお、表1及び表2を用いる場合は、禁壁		
	<u>の自重に起因する地震時慣性力と表1の土圧係数を用いるものとす</u>		
	<u> </u>		
	(e) 積載荷重		
	接壁の設置箇所の実状に応じて、建築物、工作物、積雪などによる		
	積載荷重を考慮する。		
	(参考)		
	<u>住宅地(木造平屋) 5 k N / ㎡ 程度</u> (木造 2 階建) 1 O k N / ㎡ 程度		
	<u> </u>		
	<u>温 班</u> (f)フェンス荷重		
	<u> </u>		
	フェンス荷重を考慮する。なお、宅地擁壁の場合は、擁壁天端より高		
	さ 1. 1mの位置に Pf= 1 k N/m程度の水平荷重を作用させる。		
	(イ) 外力の作用位置と壁面摩擦角など		
	a 土圧などの作用面と壁面摩擦角など土圧の作用面は原則として躯体コ		
	ンクリート背面とし、壁面摩擦角は土とコンクリートの場合は、常時に		
	<u>おいて2φ/3を用いる (φ: 土の内部摩擦角)。ただし、擁壁背面に石</u>		
	油系素材の透水マットを使用した場合には、壁面摩擦角をゆ/2とする。		
	また、地震時においては透水マットの有無にかかわらず、 ø /2とす		
	<u>る。</u> 		
	<u>b 土圧などの作用点</u> 土圧合力の作用位置は、土圧分布の重心位置とする。		
	<u>エエラガの作用で置は、エエガヤの単心で置とする。</u> (ウ) 擁壁部材(鋼材及びコンクリート)の許容応力度		
	(ウ) 課金印料 (調料及びコングリード) の計谷配力度 鋼材及びコンクリートの許容応力度について、以下のとおり建築基準		
	法施行令を準用する。		
	a 鋼材の許容応力度は、建築基準法施行令第90条による。		
	b コンクリートの許容応力度は、建築基準法施行令第91条による。		
	また、重力式擁壁などの無筋コンクリート造擁壁が、地震時において		
	壁体内部に引張力が発生する場合のコンクリートの許容引張応力度は、		
	許容圧縮応力度の1/10を目安とすることができる。		

ページ	改正案	現
ページ 1 1~ 1 2	(エ) 基礎地盤の許容応力度(許容支持力度) 建築基準法施行令第93条及び第94条に基づいて定めた値を採用する。 (オ) 地震力 地震時の標準設計水平震度は、中規模地震動で0.20,大規模地震動で0.25とする。 (カ) 底版と基礎地盤の摩擦係数 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は、表2によること。ただし、基礎地盤の土質試験などの結果による内部摩擦角を用いる場合には、表2にかかわらず摩擦係数の値は0.6を上限としてtanφ(プレキャストコンクリートの場合はtan2/3φ)を用いることができる。(φ:内部	現 (エ) 地震力 地震時の水平震度は 0. 1 7 のm以下のものは, 0. 1以上 (オ) 基礎 a 基礎の根入れ深さは,原則と る。ただし,接壁の高さが5. 上とすること。 b 基礎地盤の許容地耐力は, 原
	摩擦角) ウ その他 (ア) 根入れの深さは、原則として擁壁の高さの15/100(その値が35 cmに満たないときは35cm)以上とすること。ただし、基礎地盤が「別 表 練積み造擁壁の各部の構造寸法表」における第三種相当(以下、「軟 蜀な場合」という。)の場合は、擁壁の高さの20/100(その値が45 cmに満たないときは45cm)以上とすること。 (イ) 無筋コンクリートの4週圧縮強度は、1 mm²につき18 N以上であること。 (ウ) 禁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3 ㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5 cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、排壁の裏面の水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。	すること。 (カ) その他 a 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係の土質試験などの結果による内らず摩擦係数の値は0.6を上トの場合は tan 2/3 φ) を用いまた。 上
	(エ) 建設省制定の土木構造物標準設計を使用する場合で当該標準設計に定められている各数値が土質試験などにより確かめられたものは構造計算書を省略することができる。 ただし、宅地部分に使用する場合であって、地震時の検討が必要な場合は、地震時を考慮しているか、設計条件を確認すること。	 c 擦壁裏面の排水をよくする。 7.5 c m以上の耐水材料を用るとともに、禁壁裏面の裏果? d 国土交通省制定の土木構造物に定められている各数値が土質計算書を省略することができる。

_ 地震時の水平震度は<u>0.17以上とする。ただし、**擁壁の高さが**5.</u>)m **以下のものは,0.1以上とすることができる。**

行

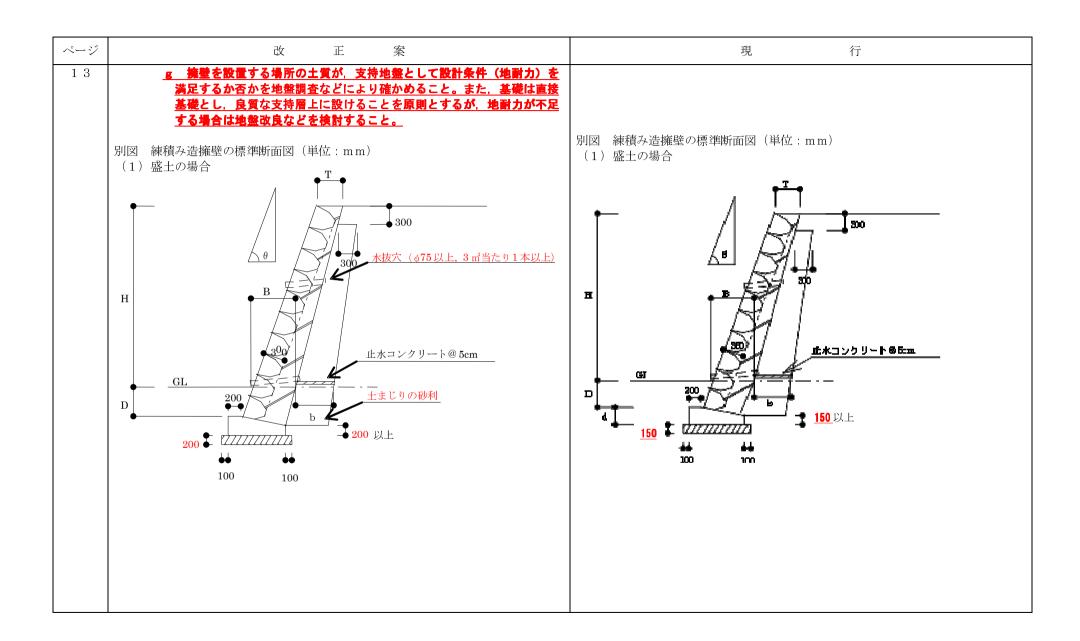
- a 基礎の根入れ深さは、原則として**練り積造擁壁の基準に準ずるものとする。ただし、接壁の高さが5.0mを超えるものについては、1.0m以**上とすること。
- b 基礎地盤の許容地耐力は、原則として土質調査試験の結果に基づき決定 すること。

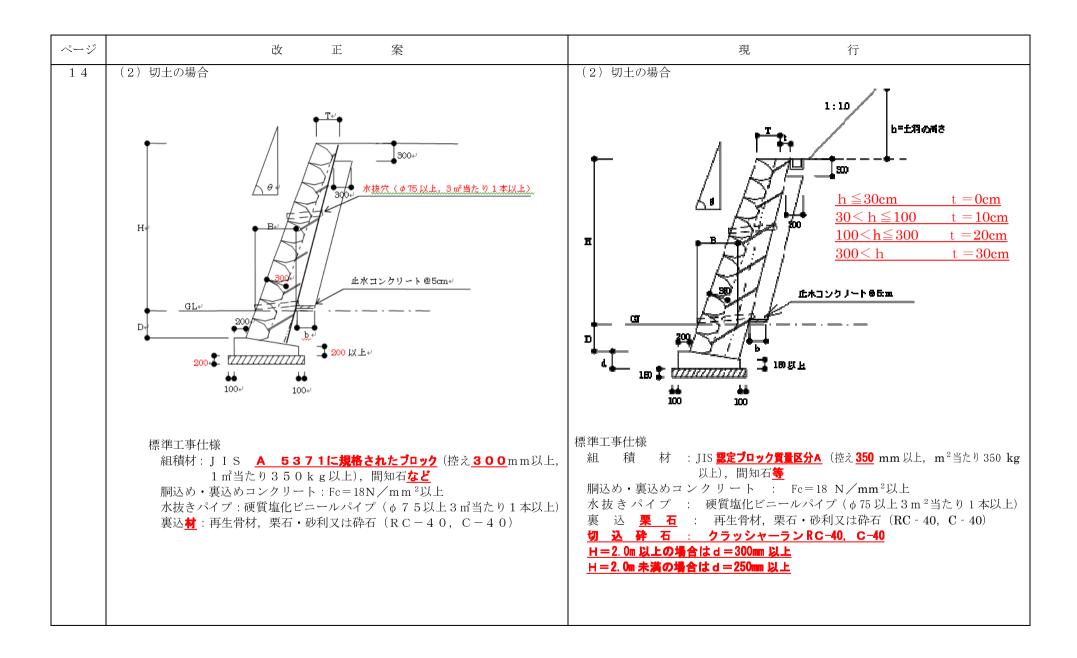
a 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は、**次差**によること。ただし、基礎地盤の土質試験などの結果による内部摩擦角を用いる場合には、**次表**にかかわらず摩擦係数の値は 0.6を上限として tan φ (プレキャストコンクリートの場合は tan 2/3 φ) を用いることができる。(φ: 内部摩擦角)

<u>土 賞</u>	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	<u>0. 5</u>
砂黄土	<u>0. 4</u>
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	0. 3

- <u>**b**</u> 無筋コンクリートの4週圧縮強度は、 1 mm^2 につき 1 8 N 以上であること。
- <u>佐</u> <u>排壁裏面の</u>排水をよくするため、壁面の面積3 m²以内ごとに内径が
 7.5 c m以上の耐水材料を用いた水抜き穴を1個以上有効な位置に設けるとともに、排壁裏面の裏栗石の厚さは30 c m以上とすること。
- **國土交通**省制定の土木構造物標準設計を使用する場合で当該標準設計 に定められている各数値が土質試験などにより確かめられたものは構造 計算書を省略することができる。

ページ	改正案	現 行
1 2~ 1 3	(オ) もたれ式態壁は、次の条件のもと使用することとする。	(2) 練積み造擁壁の構造 ア 石材その他の組積材は、控え長さが3 5 cm以上のものを使用し、コンクリートを用いて一体化を図るとともに、その背面を栗石砂利で有効に裏込めすること。 イ 練積み造擁壁の設計基準 (ア) 構造基準 a 擁壁各部の構造寸法は、背面土の種類などにより別図及び別表によること。 b





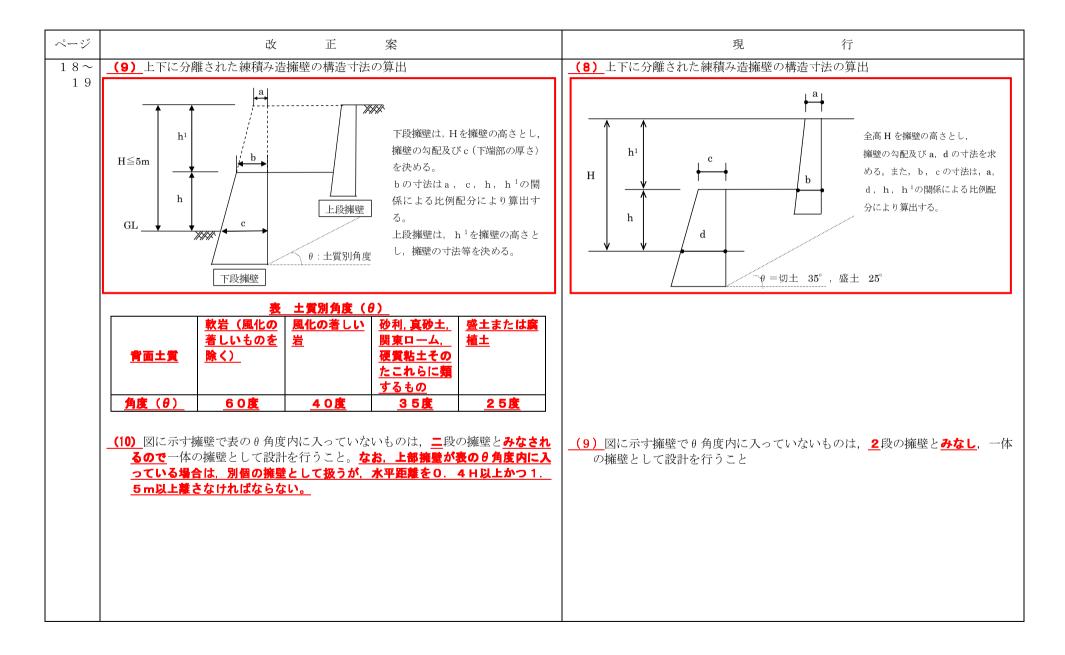
ページ				改	正	案									現		行			
1 5	別	を 練積み	告擁壁の名	冬部の構造寸法	表表					٦.	別才	₹ 練積	み :	造擁壁の	各部の構造寸法表	ŧ				
	ı				擁 壁			裏	栗	Ш			L		擁	壁	1		裏	
		土質	勾配	高さ(H)	下端部分の 厚さ(B)	上端の 厚さ(T)	根入れの 深さ(D)		↑の厚さ(b) 切土	Ш		土 質		勾配(θ)	高さ(H)	下 端部の 厚さ(B)	上端の 厚さ(T)	根入れの 深さ(D)	下端部(の厚さ(b) ■ 切土
	ŀ		70度を超	2m17	40cm以上	7-2(1)	жc (в)	盛土	りエ	Ш			1	<u>ハ</u> 70°を超え	2.00m以下	50cm以上		35cm以上		
			え75度以	2mを超え3m以下	1					Ш	第	岩、岩屑、砂利又は砂利3	₹ 31	75。以下	2.00mを超え3.00m以下	70 "		45 "		
			下		40cm以上					Ш	種	じり砂(内部原 擦角40°以 上)	*		2.00m以下	45 "		35 "	60cm以上	
		第 岩 岩屑 砂利又は	65度を超 え70度以		1					Ш		-/	4:	I分 ^{65°を超え} 70°以下	2.00mを超え3.00m以下	60 "		45 "		
		型 砂利又は 砂利混じ	」 2.70度以	2mを超え3m以下						Ш		真砂土 関東	Ļ		3.00mを超え4.00m以下	75 "	40cm以上	60 "	80 "	30cm以上
	種	一 種 砂 砂		3mを超え4m以下	 					第	口			2.00m以下	40 "		35 "	60 "		
				3m以下	40cm以上					Ш	二 種	お土 その他 これらに類するもの(内部)	摩 5	分 65°以下	2.00mを超え3.00m以下	50 "		45 "		_
			65度以下	3mを超え4m以下		40cm以上				Ш		擦角30°以」 40°未満)	Ė		3.00mを超え4.00m以下	65 "		60 "	80 "	_
	ı			4mを超え5m以下			35cm以上			Ш			╀		4.00mを超え5.00m以下	80 "		75 "	100 "	
	第二種		70度を超 え75度以	2m以下	50cm以上		. かつ 0.15H以上			Ш			3分		2.00m以下	85 "		45 "	4	
			下	2mを超え3m以下	70cm以上					Ш			H		2.00mを超え3.00m以下	90 "		60 "	60 "	
		真砂土,	┃ ■┃65度を超	2m以下	45cm以上					Ш			4.	分 65°を超え 70°以下	2.00m以下 2.00mを超え3.00m以下	75 " 85 "		45 " 60 "	-	
		車ロール	、 え70度以	2mを超え3m以下	60cm以上					Ш	第	その他の土質 (内部摩擦角 20°以上30° 未満)	1	70。以下	3.00mを超え4.00m以下	105 "	70cm以上	80 "	80 "	30cm以上
		□ 使負粘工	5	3mを超え4m以下	75cm以上			60cm以上 かつ	30cm以上	Ш	種	20 以上30 未満)	H		2.00m以下	70 "	700112	45 "		-
		性 に類する:	5	2m以下	40cm以上			0.20H以上		Ш					2.00mを超え3.00m以下	80 "		60 "	60 "	
		ľ	oc # N.T	2mを超え3m以下	50cm以上					Ш			5 :	分 65°以下	3.00mを超え4.00m以下	95 "		80 "	80 "	-
			65度以下	3mを超え4m以下	65cm以上	-				Ш					4.00mを超え5.00m以下	120 "	1	100 "	100 "	1 1
				4mを超え5m以下	80cm以上					Ш				ļ				•	•	
			70度を超	2m以下	85cm以上						※裏込材				Note: 15-1-15	1 - 044	o + o +		AND IN	L 2
			え75度以 下	2mを超え3m以下	90cm以上						<u>*** </u>	<u>₹X∆ M</u>		切土の場合には、透水層としての役目を果たす程 cmの等厚とする。盛土の場合は、土圧の低減を						
				2m以下	75cm以上	-									<u> </u>					
			65度を超 え70度以	2mを超え3m以下	85cm以上									のいずれか大きい方の数値以上の厚さとす			(,			
		第 三 行 種	± 下	3mを超え4m以下		70cm以上	45cm以上 かつ													
		種質	2m以下	+	70cm以上		0.20H以上													
				2mを超え3m以下																
			65度以下	3mを超え4m以下	1															
				3mを超え4m以下 4mを超え5m以下	1															
	- II			400で旭た300以下	IZUCM以上		┃ H:擁壁の地	ト <u>高</u> さ												

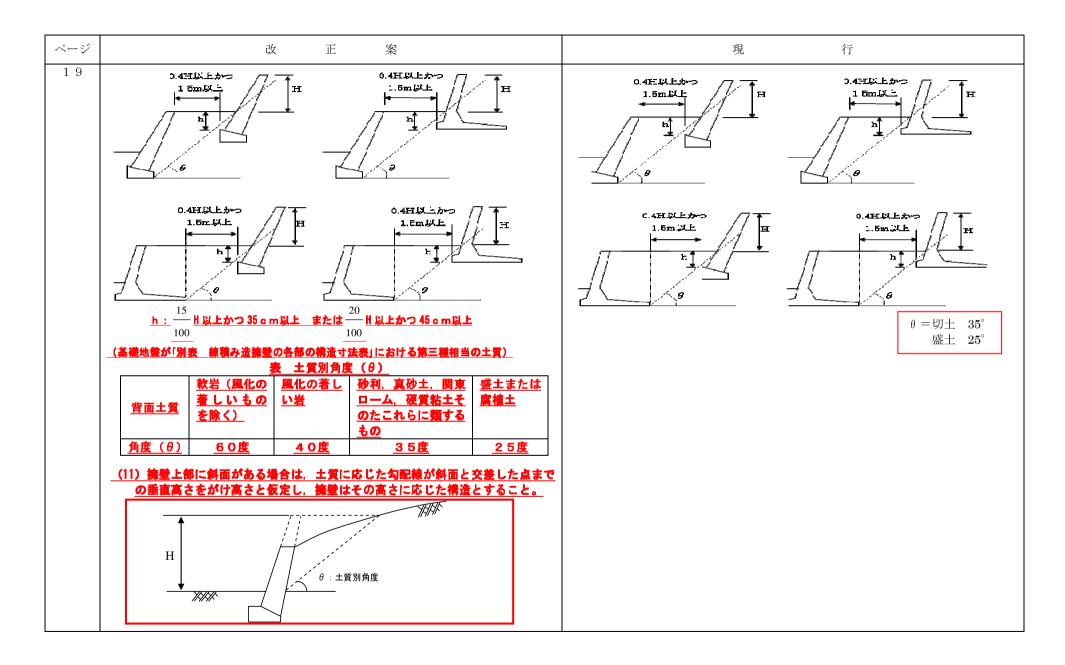
ページ	ージ 改 正 案								現	行		
15~	<u> </u>					角度と勾配指数との関係表						
1 6	16 注2 別表において、想定したがけの状況は、擁壁上端に続く地表面が水平で、擁 壁に作用する載荷重は5kN/㎡程度である。なお、載荷重については、実状に					Ш	角度	勾配指数				
	<u>応じて考慮すること。</u>					Ш	30°	1 : 1. 73				
	注3 別表の第二種に該当する土質及び構造においては、それぞれの高さに応じて、					Ш	35°	1 : 1.42				
	下記の表に示す必要地耐力以上の地盤に基礎を設置すること。なお、想定条件 以外の場合は、別途検討の上、必要地耐力以上の地盤に基礎を設置すること。					Ш	40°	1 : 1.19				
						Ш	45°	1 : 1.00				
	表 擁壁高さと勾配に応じた必要地耐力(kN/m) 高さ 種別					Ш	50°	1 : 0.83				
		2	盛土 切土	75	75	75	Ш	55°	1 : 0.70			
		3	盛土	75	75	75	Ш	60° 65°	1 : 0.58			
		4	切土 盛土	100	100		Ш	70°	1 : 0 : 36			
			切土 盛土		100		Ш	75°	1 : 0 27			
		5	切土	125	_	_	Ш	80°	1 : 0.18			
	(イ) 宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づく練積み造擁壁の構造						┞					
	<u>基準</u> 宅地造成等規制法施行令第14条の規定に基づき、 胴込め コンクリー											
						:, MACEDコンケリー i接壁は、次のa~i						
		_			いては、同令第8条							
				と同等以上の効力が		01						
			<u>コンクリー</u> あること。		仕稲強度は、1mm	² につき 1 8 N以上で						
					の4週圧縮強度は、	1 mm²につき15N						
		_	以上である。									
						<u>:重が2.3以上であ</u>						
				<u>脾室に用いるコンク</u> g以上であること。		<u>i量は、壁面 1 ㎡につ</u>						
		_			•	「し <u>, かつ, 構造耐力</u>						
	上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートに											
				<u>全体が一体性を有す</u> ものであること。	る構造となるもので	きあり、かつ、その施						
		_			ɪm²につき1. 5 N以	↓上であること。						
						<u> </u>						
						<u> 合し,かつ,擁壁上</u>						
		<u> </u>	の水平面	<u> 上の載荷重は 1 ㎡に</u>	:つき 5 k N を超えて	<u> </u>						

6 ~	接壁の高さの100分の20(その値が45cmに満たないときは、45 cm)以上とし、かつ、接壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で接壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 接壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、接壁の背面土又は接壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所など破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。 接壁の背面には、排水を良くするため、栗石、砂利などで有効に衰込めすること。	接壁の高さの100分の20(その値が45cmに満たないときは、45cm)以上とし、かつ、接壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で接壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 接壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、接壁の背面土又は接壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所など破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。 接壁の背面には、排水を良くするため、栗石、砂利などで有効に裏込めすること。 1	接壁の高さの100分の20(その値が45cmに満たないときは、45cm)以上とし、かつ、接壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で接壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 接壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、接壁の青面土又は接壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所など破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。 接壁の青面には、排水を良くするため、栗石、砂利などで有効に衰込めすること。	振整の高さの100分の20(その値が45cmに満たないときは、45cm)以上とし、かつ、練壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で練壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 上	接壁の高さの100分の20(その値が45cmに満たないときは、45cm)以上とし、かつ、接壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で接壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。 接壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、接壁の背面土又は接壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所など破壊のおそれのある。
コンクリート プロックの控え長さ (単位 o m) 接 壁 3 0以上35未満 6 5度以上75度未満 1以下 6 5度未満 1.5以下 7 0度以上75度未満 1以下 6 5度以上70度未満 2以下 7 0度以上75度未満 2以下 7 0度以上75度未満 2以下 7 0度以上75度未満 2以下 6 5度以上70度未満 2以下 6 5度以上70度未満 2以下 6 5度以上70度未満 1.5以下 6 5度以上70度未満 1.5以下 6 5度以上70度未満 2以下 6 5度以上70度未満 2以下 7 0度以上75度未満 1.5以下 6 5度以上70度未満 3以下	コンクリート プロックの控え長さ (単位 m) 1 以下	コンクリート プロックの控え長さ (単位 o m) 名 5 度以上 7 5 度未満	コンクリート プロックの控え長さ (単位 o m)	コンクリート 接 壁	コンクリート 接 壁
2 0度以上 3 0以上 3 5未満 6 5度以上 7 5度未満 1 以下 2 0度以上 1 以下 6 5度以上 7 5度未満 1 以下 3 0度未満 2 以下 6 5度 未満 2 以下 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 2 以下 3 0以上 3 5未満 6 5度以上 7 0度未満 1 5以下 6 5度 以上 7 0度未満 2 以下 6 5度 以上 7 0度未満 3 以下	3 3 3 3 5 3 5 5 5 5	3 0以上35未満 65度以上75度未満 1以下 2 0度以上 35以上45未満 70度以上75度未満 1以下 65度未満 2以下 65度未満 2以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度未満 2以下 65度未満 2以下 65度未満 2以下 65度未満 2、5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度上70度未満 3以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度未満 3、5以下 70度以上75度未満 2、6以下 65度未満 3、6以下 70度以上75度未満 2以下 65度未満 3、5以下 40以上45未満 65度以上70度未満 2以下 65度未満 3以下 65度未満 3以下	3 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1	3 O 以上 3 5 未満 6 5 度以上 7 5 度未満 1 以下 6 5 度 未満 1 5 以下 7 0 度以上 7 5 度未満 1 以下 1 以下 6 5 度 上 7 0 度以上 7 0 度以上 7 0 度以上 1 以下 6 5 度 上 7 0 度以上 7 0 度以上 7 0 度以上 7 5 度未満 2 以下 7 0 度以上 7 5 度未満 2 以下 6 5 度 上	2 O度以上 3 O以上 3 5未満 6 5度以上 7 5度未満 1 以下 6 5度未満 1 、5以下 7 O度以上 7 5度未満 1 以下 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 1 以下 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 3 以下 7 0度以上 7 5度未満 3 以下 7 0度以上 7 5度未満 3 以下 6 5度上美満 3 5以下 6 5度上美満 3 5以下 6 5度上美満 3 5以下 6 5度上美満 3 3以下 7 0度以上 7 5度未満 3 以下 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 5 以下 7 0度以上 7 5度未満 3 以下 5 以下 7 0度以上 7 5度未満 3 以上 7 0 以上 7
2 0度以上 3 0度未満 3 5以上 4 5未満 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 7 0度以上 7 5度未満 6 5度以上 7 0度未満 6 5度以上 7 0度未満 6 5度以上 7 0度未満 6 5度以上 7 0度未満 9 3 以下	2 0度以上 3 0度未満 3 5以上45未満 6 5度以上70度未満 7 0度以上75度未満 6 5度以上70度未満 6 5度以上70度未満 6 5度以上70度未満 7 0度以上75度未満 1 5以下 6 5度以上70度未満 6 5度以上70度未満 7 0度以上75度未満 9 3以下 6 5度以上70度未満 7 0度以上75度未満 9 3以下 6 5度以上70度未満 9 3以下 6 5度以上70度未満 9 3以下 9 6 5度以上70度未満 9 3 5以下 9 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	2 0度以上 3 0度未満 3 5以上 4 5未満 6 5度以上 7 0度未満 1.5以下 4 5以上 4 5以上 7 0度以上 7 5度未満 1.5以下 6 5度以上 7 0度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 1.5以下 6 5度以上 7 0度未満 2.5以下 6 5度以上 7 0度未満 2.5以下 6 5度以上 7 0度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 3以下 6 5度上清 3以下 6 5度上清 3以下	2 0度以上 3 0度未満 3 5以上 4 5未満 6 5度以上 7 0度未満 1.5以下 4 5以上 6 5度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 2、5以下 6 6 5度上本方度未満 3、5以下 7 0度以上 7 5度未満 2以下 6 5度以上 7 0度未満 3以下 6 5度以上 7 0度未満 3以下	2 0度以上 3 0度未満 3 5以上 4 5未満 6 5度以上 7 0度未満 1.5以下 4 5以上 6 5度未満 2 以下 6 5度未満 2 以下 6 5度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 3 0以上 3 5未満 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 3 0以上 3 5未満 6 5度以上 7 0度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 4 0度以上 7 6度未満 3 以下 6 5度以上 7 0度未満 2 以下 6 5度以上 7 0度未満 4 0以上 4 5未満 6 6 度以上 7 0度未満 3 以下 6 5度未満 4 5以上 6 5度未満 4 以下 6 5度未満 3 以下 6 5度未満 4 5以下 6 5度未満 4 5以下 6 5度未満 3 以下 6 5度未満 3 0以上 3 5未満 6 5度以上 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度未満 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度未満 5 以下 7 0度以上 7 5度未満 6 5度未満 5 以下 7 0度以上 7 5度未満 5 以下 5 以下	2 0度以上 35以上45未満 65度以上70度未満 1.5以下 45以上 70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2.5以下 70度以上75度未満 3以下 65度以上70度未満 3以下 65度未満 3以下 40度以上75度未満 2以下 65度未満 3以下 40以上45未満 65度以上70度未満 3以下 65度未満 4以下 70度以上75度未満 2以下 65度未満 4、5以下 65度未満 4、5以下 65度未満 5以下 65度未満 5以下 70度以上75度未満 2、5以下 65度未満 5以下 70度以上75度未満 2、5以下 65度未満 5以下 65度未満 5以下 70度以上75度未満 2、5以下 65度未満 5以下 70度以上75度未満 3、5以下 65度未満 5以下 65度未満 5以下 65度未満 5以下 65度未満 5以下 65度未満 5以下 65度以上75度未満 5以下 65度以上75度未満 5以下 65度以上75度未満 5以下 65度以上75度未満 5以下 65度以上75度未満 5以下 65度以上75度未満 5以下 <t< td=""></t<>
45以上 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2.5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2以下 65度未満 3以下	45以上 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2.5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 3以下 70度以上75度未満 1.5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2.5以下 65度以上70度未満 3.5以下	45以上 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2.5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2以下 65度未満 3以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2.5以下 65度以上70度未満 2.5以下 65度以上70度未満 3.5以下 40以上45未満 65度以上70度未満 65度以上70度未満 3以下 65度以上70度未満 4以下	45以上 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2.5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 1.5以下 70度以上75度未満 2.5以下 65度未満 3.5以下 70度以上70度未満 2.5以下 65度未満 3以下 70度以上75度未満 2以下 65度未満 4以下 70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 3以下	45以上 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2.5以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度未満 3以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度未満 3以下 70度以上75度未満 2.5以下 65度未満 3.5以下 40度上45未満 70度以上75度未満 2以下 65度未満 4以下 70度以上75度未満 2以下 65度未満 4以下 70度以上75度未満 2以下 65度未満 4.5以下 70度以上75度未満 2以下 65度未満 5以下 70度以上75度未満 5以下 70度以上75度未満 5以下 70度以上75度未満 5以下	45以上 65度以上70度未満 2以下 65度未満 2、5以下 70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 2、5以下 65度以上70度未満 2、5以下 65度以上70度未満 2、5以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 3以下 65度以上70度未満 3以下 65度以上70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70束未満 3、5以下 65度以上70束未満 3、5以下 65度以上70束未満 3、5以下 65度以上70束未満 3、5以下 65度以上70度未満 3、5以下 65度以上70度未満 3、5以下 70度以上75度未満 3、5以下 65度以上70度未満 3、5以下 65度以上70度未満 3、5以下 70度以上75度未満 3、5以下 65度以上70度未満 3、5以下 70度以上75度未満 3、5以下 70度以上75度上75度上75度上75度上75度上75度上75度上75度上75度上75度
3 O以上3 5 未満 6 5 度以上7 0 度未満 2 以下 6 5 度未満 3 以下	30以上35未満 65度以上70度未満 2以下 65度未満 3以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2.5以下 65度以上70度未満 3.5以下	30以上35未満 65度以上70度未満 2以下 65度未満 3以下 70度以上75度未満 1.5以下 65度以上70度未満 2.5以下 65度以上70度未満 3.5以下 70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 2以下 65度以上70度未満 3以下 65度未満 3以下 65度未満 4以下	3 0 以上 3 5 未満 6 5 度以上 7 0 度未満 2 以下 6 5 度未満 3 以下 7 0 度以上 7 5 度未満 1.5 以下 6 5 度未満 3.5 以下 6 5 度 表満 3.5 以下 4 0 以上 4 5 未満 7 0 度以上 7 5 度未満 2 以下 6 5 度以上 7 0 度未満 3 以下 6 5 度以上 7 0 度未満 4 以下 7 0 度以上 7 5 度未満 4 以下 6 5 度以上 7 0 度未満 3 以下 6 5 度以上 7 0 度未満 3 以下 6 5 度以上 7 0 度未満 3 以下 6 5 度以上 7 0 度未満 4 、5 以下	3 O以上 3 5未満 6 5度以上 7 O度未満 2 以下 6 5度未満 3 以下 7 O度以上 7 5度未満 1 . 5 以下 7 O度以上 7 0度未満 2 . 5 以下 6 5度未満 3 . 5 以下 6 5度未満 3 . 5 以下 7 O度以上 7 5度未満 2 . 以下 6 5度未満 3 . 以下 6 5度未満 4 以下 6 5度未満 4 以下 6 5度未満 4 以下 6 5度未満 4 以下 6 5度未満 2 以下 6 5度未満 2 以下 6 5度未満 3 以下 6 5度未満 3 以下 6 5度未満 2 以下 6 5度未満 3 以下 6 5度未満 5 以下 7 O度以上 7 5度未満 5 以下 6 5度未満 5 以下 7 O度以上 7 5 以上 7 5 以	3 O 成 以上 3 5 未満 6 5 度以上 7 O 度未満 2 以下 6 5 度未満 3 以下 7 O 度以上 7 5 度未満 1.5 以下 6 5 度以上 7 O 度 上 7 O 度 上 7 O 度以上 7 5 度未満 2 以下 6 5 度 上
	3 5 以上 4 0 未満 6 5 度以上 7 0 度未満 2. 5 以下 6 5 度未満 3. 5 以下	30度以上 65度以上70度未満 2.5以下 40度未満 3.5以下 40以上45未満 70度以上75度未満 2以下 65度以上70度未満 3以下 65度未満 4以下	3 0度以上 4 0度未満 3 5以上 4 0未満 6 5度以上 7 0度未満 2 5以下 4 0以上 4 5未満 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度未満 4以下 6 5度未満 4以下 7 0度以上 7 5度未満 2 以下 6 5度未満 4以下 6 5度以上 7 0度未満 3 以下 6 5度以上 7 0度未満 3 以下 6 5度以上 7 0度未満 3 以下 6 5度未満 4 5 以下	3 0 0 0 0 0 0 0 0 0	3 0 0 0 0 0 0 0 0 0

ページ īF 改 現 行 (3) 大臣認定禁壁を使用する場合には、大臣認定書の写しを添付し、かつ、構造 (イ) 大臣認定**ブロック積**擁壁**について**は、**国土交通**大臣認定書の写しを添 については、その仕様によること。 付し、かつ、構造については、その仕様によること。 (4) 擁壁の基礎が盛土上に設置された場合は、転圧、良質土の搬入などの施工は (3) 擁壁の基礎が盛土上に設置された場合は、転圧、良質土の搬入などの施工は 特に入念に行うこと。 特に入念に行うこと。 (4) 擁壁の地盤に $100 \,\mathrm{k} \,\mathrm{N/m}^2$ を超える応力度(常時)が生じる場合には、当 (5) 擁壁の基礎地盤面に100kN/m²を超える応力度(常時)が生じる場合に は、当該応力などが土質試験、載荷試験などに基づく当該地盤の許容応力度を 該応力などが土質調査試験、載荷試験などに基づく当該地盤の許容応力度を超 超えないことを確かめること。 えないことを確かめること。 (5)盛土で25°,切土又は在来地盤で35°を超える急傾斜地には、原則とし (6)斜面上に擁壁を設置する場合には、次図のように擁壁基礎前端より擁壁の高 さの0.4 H以上で、かつ1.5 m以上だけ土質に応じた勾配線(θ)より後 て擁壁を設置しないこと。ただし、擁壁下部斜面を適当な工法により保護する 場合は、この限りでない。 退し、その部分はコンクリート打ちなどにより風化侵食のおそれのない状態に また、傾斜地に設置する擁壁の根入れの取り方は、次図及び次表によること。 する。 コンクリー ト打ち 0.411以上で 厚さ5cm~10cm かつ 1.5m以上 KARA TARA 切土又は在来地盤 35° 仮GL 盛土 25° <u>15</u> H 以上かつ 35 c m以上 または <u>20</u> H 以上かつ 45 c m以上 0.4H以上かつ 1.5m以上 (「別表 練積み造擁壁の各部の 構造寸法表」における第三種相当 の場合)

ページ 改 正 案 現 行 17~ 表 土質別角度 (θ) 擁壁の種別 +: 質 h Н 1 8 軟岩(風化の 盛土又は腐植 風化の著しい 砂利, 真砂土, 15 - 13×H かつ 35cm 以上 第1・2種 著しいものを 岩 ± 関東ローム 背面土質 除く) 硬質粘土その 練積み浩擁壁 5 m以下 他これらに類 第3種 ー×H かつ 45cm 以上 するもの 60度 角度 (θ) 40度 35度 25度 コンクリート ____×H かつ 35cm 以上 造 擁 壁 (7) 伸縮継目は、原則として擁壁長さ20m以内ごとに1箇所設け、特に地盤条件 100 10m以下 の変化する箇所、接壁高さが着しく異なる箇所、接壁の材料・構法を**異**にする ただし、Hが5m以上の場合は 箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断する。また、擁壁の屈曲部 1m以上とすることができる。 **において**は、**伸縮継目の位置を**隅角部から擁壁の高さの分だけ避けて設置する。 (6) 伸縮継目材は、瀝青繊維質目地材とし、厚さは10mmとし、施工間隔は10 (8) 擁壁(練精み造練壁,鉄筋コンクリート造擁壁,無筋コンクリート造擁壁(費 mを標準とする。特に地盤の変化する箇所、 擁壁の高さが著しく異なる箇所、 面に勾配を付けた場合は除く。)) の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角 **篠壁の構造工法**を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分までを切 形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること(二等辺の一辺の長さは、擁 断すること。また、擁壁の屈曲部は、隅角部から擁壁高さ分だけ避けて設置す 壁の高さ3m以下で50cm以上、3mを超えるもので60cm以上とする。)。 ること。 (7) 擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンク リートで補強すること (二等辺の一辺の長さは、 擁壁の高さ3m以下で 伸縮目地 0 c m以上、3 mを超えるもので6 0 c m以上とする。)。 伸縮目地 練積み造擁壁の場合 (a) 立体図 (b) 平面図 ○擁壁高さ3.0m以下のとき ○擁壁高さ3.0mを超えるとき a=50cma=60cm ○伸縮目地の位置 ℓは、2.0mを超え、かつ擁壁の高さ程度とする。





ージ		Į.	女 正	案	
1 9		基出 / 国 //	表土質別角原	支 (θ)	
	青面土質	軟岩 (風化の 著しいもの を除く)	<u>風化の著し</u> <u>い岩</u>	<u>砂利, 真砂土, 関</u> 東ローム, 硬質粘 土そのたこれらに 類するもの	<u>盛土または</u> <u>腐植土</u>
	<u>角度(θ)</u>	60度	<u>40度</u>	35度	<u>25度</u>

ページ 改 正 案	現
20 3 排水施設	画排水量の算定と断面の検討 (施設は、 開発 区域の規模及び形状、 開発 区域内の地形、予定建築物等の (では 開発 区域周辺の降水量などから想定される雨水及び汚水を有効に排っるものであること。 (川) (一級河川、二級河川、準用河川及び開発区域面積が相当規模以上の (の)

2 1 (イ) 断面の検討 (イ) 断面の検討

ページ	改	正案			
2 2 ~ 2 3	(イ)略 (ウ)断面の検討 雨水と汚水との排水は分		し, 雨水, 汚水排水量	(イ (ウ の設	
	計流速・割増率は,次によ a 排水路の設計流速 設計流速は,特殊な	り決定すること。 場合を除き,次表の基	準によること。	,	
	排水施設	最小流速	最大流速		
	汚水管 きよ	0.6m/sec	3. 0 m/sec		
	雨水管 きよ	0.8m/sec	3. 0 m/sec		
	合流管 <u>きょ</u>	0. 8 m/sec	3. 0 m/sec		
	雨水開 <u>きよ</u>	0.8m/sec	3. 0 m/sec		
	b 計画 <u>下水</u> 量の割増率 (a)汚水				
	管 <u>きょの内</u>		割増率		
	700mm未満 700mm <mark>以上</mark> 1,650mm未済	計画下水量	<u>計画下水量の</u> 100 <u>%</u> <u>計画下水量の</u> 50% <u>以上</u> 100%以下		
	1,650mm以_ 3,000mm以	上 計画下水	<u>tの</u> 25% <u>以上</u>		
	(b) 雨水 計画 <mark>雨水</mark> 量の20 (c) 合流				
		% ニング式又はクッターヨ	式を用いる。		
	$\frac{\nabla = \mathcal{V} \mathbf{A}}{\mathbf{Q} = \mathbf{A} \times \mathbf{V}}$ $V = \frac{1}{2} \times \mathbf{R}$		sec)	(

n

(イ) 略

(ウ) 断面の検討

雨水と汚水との排水は分離して処理することとし、雨水、汚水排水量の設計流速・割増率は、次により決定すること。

行

a 排水路の設計流速

現

設計流速は,特殊な場合を除き,次表の基準によること。

排水施設	最小流速	最大流速
汚水管 <mark>集</mark>	0.6m/sec	3. 0 m/sec
雨水管 <mark>集</mark>	0.8m/sec	3. 0 m/sec
合流管 <mark>渠</mark>	0.8m/sec	3. 0 m/sec
雨水開 <mark>集</mark>	0.8m/sec	3. 0 m/sec

b 計画流出量の割増率

(a) 汚水

/ 13/1-	
管 <mark>径</mark>	割増率
萱の内径 7 0 0 m m 未満	1 0 0
萱の内径 7 0 0 m m ~	50% <u>~</u> 100%以下
1,650mm未満	
管の内径 1,650mm以	25% <u>~</u> 50%以下
上の場合	

(b) 雨水

計画流出量の20%

(c) 合流

計画流出量の30%

 $Q = A \times V$

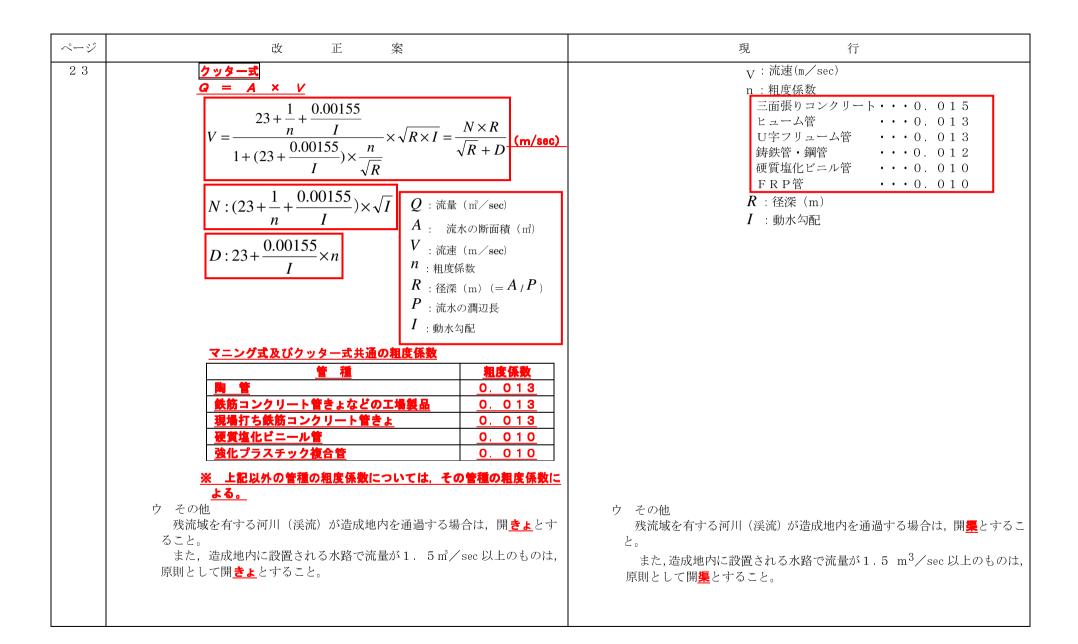
Q・・・洪水のピーク流量 (m³/sec)

A・・・断面積 (m²)

V・・・流速 (m/sec)

(流速)

$$V = \frac{1}{n} \times R \times I^{\frac{2}{3}}$$
 I 1/2



ページ	改正案
23∼	(2) 造成 区域外の排水施設 など との接続
2 4	ア 造成区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況 その他の状況
	を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出することができるよ
	うに、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若し
	くは海域に接続 してい ること。 この場合において ,放流先の排水能力によ
	りやむを得ないと認められるときは、開発区域内 において一時雨水を貯留
	する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。
	, o
	イ 雨水 (処理された汚水及びその他の汚水でこれと同程度以上に清浄であ
	るものを含む。) 以外の下水は、原則として、暗 きょによって排出すること
	ができるように定められていること。
	(3) 排水施設の構造
	ア 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造であること。
	イ 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、
	かつ、漏水を最小限のものとする措置が講ぜられていること。ただし、が
	け崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その
	他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させ
	る機能を有するものとすることができる。
	ウ 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障が
	ない場所に設置されていること。
	エ 管きょの勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく
	流下させることができるもの(公共の用に供する排水施設のうち暗きょで
	ある構造の部分にあっては、その内径又は内法幅が、汚水管きょにあって
	は、20cm以上、雨水管きょにあっては、25cm以上のもの)である
	<u> </u> オ 使用管種及び埋設寸法
	他の埋設物の関係、その他道路占用条件を考慮して適切な土被りとするこ
	他の埋政物の関係,その他追避自用未住を考慮して適切な工 <mark>概が</mark> とする。 と。
	^{~。} 公道内に埋設する管 きょ については,道路法施行令第11条の4第1項
	公理がに埋放りる官でよいいでは、追路伝施打市第11条の4第1項

により、下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との

距離は3m(工事実施上やむを得ない場合にあっては1m)以下としない。

こと。

(2) 開発区域外の排水施設等との接続

現

ア **開発**区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況などを考慮して区域内の下水 (汚水及び雨水) を、有効かつ適切に排出できる次の施設、河川 (一級又は二級河川、河川法を準用する河川、普通河川) その他の公共の水域又は海域に接続すること。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、原則として開発区域内の適地に一時雨水を貯留する調整池などの施設を設けること。

行

(ア)下水道

(イ)排水路、その他の排水施設

イ 雨水以外の下水は、原則として暗**渠排水とすること**。

(3) 排水施設の構造

ア 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

<u>★</u> 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置すること。

ウ管渠及び暗渠

管渠の内径は、汚水管渠にあっては、20cm 以上とすること。

▼ 使用管種及び埋設寸法

管<mark>集</mark>の最小土<u>かぶり</u>の決定については、取付<u>け</u>管、路面荷重、路盤厚及び他の埋設物の関係、その他道路占用条件を考慮して適切な土<u>かぶり</u>とすること。

公道内に埋設する管渠については、道路法施行令第11条の3第2号及 び第11条の4第1項により、水管又はガス管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は1.2m(工事実施上やむを得ない場合にあっては、0.6m)を超えていること、下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と路面との距離は3m(工事実施上やむをえない場合にあっては1m)を超えていること。

ページ	改正案
2 4 ~ 2 5	なお、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管(外圧1種、2種管)、強化プラスチック複合管、硬質塩化ビニル管の管種で300mm以下の下水道管の埋設について、電線、水道管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さなどについてにより、最小被りを次表として運用してよいが、道路管理者に浅層埋設基準の運用についての確認が必要である。浅層埋設基準
	下水道管種別 頂部と路面との距離
	当該道路の舗装の厚さに0.3 mを加え下水道管の本線た値(当該値が1mに満たない場合には, 1m)以下にしないこと。
	当該道路の舗装の厚さに0.3 mを加え車道た値(当該値が0.6 mに満たない場合には0.6 m)以下にしないこと。
	下水道管の本線 0.5m以下にしないこと。ただし切り下げ部があり、0.5m以下となるときは、あらかじめ十分な強度を有する管路など 歩道 歩道
	注1 ヒューム管 (外圧1種) を用いる場合には、当該下水道管と路面の距
	離は1m以下としないこと。
	注 2 車両の通行が激しい幹線道路,輪荷重や振動の影響を受ける軌道 <mark>敷地</mark>
	内, 又は、やむを得ず土被りが小さくなる場合には、管きよの安全性を確認するとともに、高強度管の採用や適切な防護工を検討する必要があ

深を浅くすることができる。

注3 私道などに布設する場合には、排水施設の接続に支障がなく、上載荷

注4 寒冷地での施工の際には、管**きょ**の最小土<u>被り</u>は凍結深度を考慮す

重や管理上の条件などに問題がないことを確認した上で、管きょの埋設

現行

なお、ダクタイル鋳鉄管、ヒューム管(外圧1種、2種管)、強化プラスチック複合管、硬質塩化ビニール管の管種で300mm以下の下水道管の埋設について、電線、水道管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等についてにより、最小土かぶりを次表として運用して良いが、道路管理者に浅層埋設基準の運用についての確認が必要である。 浅層埋設基準

下水道管種	別	頂部と路面との距離
下水道管の	本 線	当該道路の舗装の厚さに0.3mを加え た値(当該値が1mに満たない場合には, 1m)以下にしないこと。
	車道	当該道路の舗装の厚さに0.3mを加え た値(当該値が0.6mに満たない場合 には0.6m)以下にしないこと。
下水道管の本線以外の線	歩道	0.5m以下にしないこと。ただし切り下げ部があり、0.5m以下となるときは、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、防護処置が必要。

- 注 1) ヒューム管 (外圧1種) を用いる場合には、当該下水道管と路面の距離は 1m以下としないこと。
- 注 2) 車両の通行が激しい幹線道路,輪荷重や振動の影響を受ける軌道<u>敷き</u> 内<u>の</u>場合には,管<u>集</u>の安全性を確認するとともに,高強度管の採用や適 切な防護工を検討すること。
- 注 3) 私道**に敷設する**場合には、排水施設の接続に支障がなく、上載荷重や管理上の条件等に問題のないことを確認した上で、管**集**の埋設深を浅くすることができる。
- 注 4) 寒冷地での施工の際には、管<mark>集</mark>の最小土**かぶり**は凍結深度を考慮すること。

ページ	改正案
2 5 ~	<u>カ</u> ます・マンホール <mark>など</mark>
2 6	(ア) ます又はマンホール
	専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗きょである構造の部分の次に
	<u>掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。</u>
	a 管きょの始まる箇所
	<u>b 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所(管きょ</u> の清掃上支障がない箇所を除く。)
	<u>の月冊エ文牌がない面所を除く。)</u> c 管きよの内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの
	<u>しまの時に入るの情報の「ともおと思えるのも思わり及びことの</u> 管きょの部分のその清掃上適当な場所
	ただし、施設管理者との協議により別に定める場合は、その定めに
	よることができる。
	(イ) 雨水ます
	雨水ますの底部には,深さ15cm以上の泥溜を設け, 蓋は,鋳鉄製
	(ダクトタイルを含む)、鉄筋コンクリート製、プラスチック製及びその
	他の堅固で耐久性のある材料とすること。
	(ウ)汚水ます汚水ますには、底部にインバートをつけ、蓋は鋳鉄製(ダクトタイル
	を含む) <u></u> 鉄筋コンクリート製 <u>プラスチック製及び</u> その他の堅固で 水密
	性を確保でき、耐久性のある材料で造られた密閉蓋とすること。
	1141 414 114 114 114 114 114 114 114 11
	4 防災施設
	(1) 暗きよなどの設置
	ア 渓流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の渓床に必ず暗 <u>きょ</u>
	工を設けること。暗 <u>きょ</u> 工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができ
	the second control of

るように計画すること。**支溪がない場合又は支溪の間隔が長い場合には、2**

0 m以下の間隔で集水暗きょを設けること。暗きょ工における幹線部分の管

幹線部分の暗**き**よ工は、有孔ヒューム管**など**にフィルターを巻いた構造とし、集水部分は、有孔ヒューム管**など**を用いる地下排水溝などの構造とする

径は、30cm以上とし、支線部分の管径は、15cm以上とすること。

こと。

オ ます・マンホール等

現

(ア)ます又はマンホール

ます又はマンホールは、維持管理のうえで必要な箇所、管渠の起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所に必要に応じて設けるものとし、管渠の直線部のマンホール最大間隔は、管渠径によって次表のとおりとする。ただし、管径が300mmを超える場合は、管渠の内径又は内のり幅の120倍を超えないこと。また、構造は、円型又は角型のコンクリート造とすること。

行

管径と最大間隔

管径 (mm)	300 以下	600 以下	<u>1,000 以下</u>	<u>1,500 以下</u>	<u>1,650 以上</u>
最大間隔(m)	<u>50</u>	<u>75</u>	<u>100</u>	<u>150</u>	<u>200</u>

(イ) 雨水ます

雨水ますの底部には、深さ15cm以上の泥溜を設け、蓋を設置すること。

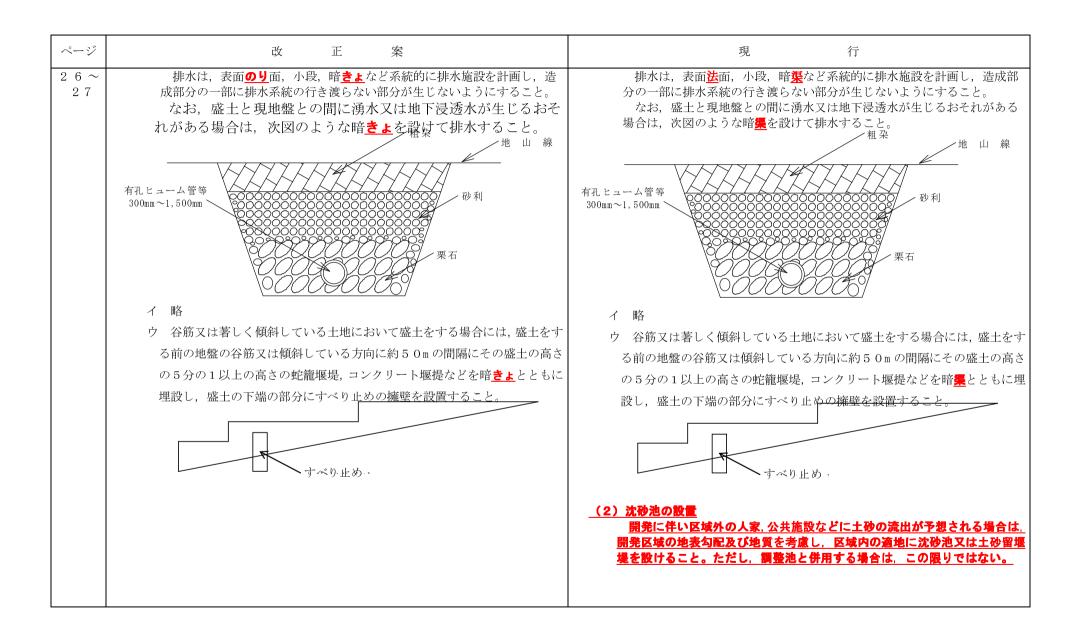
(ウ) 汚水ます

汚水ますには、底部にインバートをつけ、蓋は鋳鉄製 (ダクタイルを含む) **又は**鉄筋コンクリート製その他の堅固で耐久性のある材質の密閉蓋とすること。

- 4 防災施設
- (1) 暗渠等の設置

ア 渓流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の渓床に必ず暗<mark>集</mark>工を設けること。暗<mark>集</mark>工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画すること。

幹線部分の暗<mark>集</mark>工は、有孔ヒューム管等にフィルターを巻いた構造とし、 集水部分は、有孔ヒューム管等を用いる地下排水溝などの構造とすること。



ページ	改正案	現
2 7	(2) 流出量の調整 開発に伴い河川などの流域の流出機構が変化するなどにより、河川などへの流入量が著しく増加し、災害を誘発するおそれがあり、かつ、下流河川などの改修又は、排水施設の整備が開発のスピードに追いつかない場合は、別紙2の「宅地開発等に伴う流量調整要領」に基づき開発を行う者が河川などの改修又は調整池の設置などを行うこと。 (3) 工事中の防災対策など ア 工事の施行に伴う災害の防止及び河川への濁水流入防止措置などを講じること。 なお、河川への濁水流入防止措置については、別紙3の「宅地開発等に伴う河川濁水防止指導要領」によること。 イ 工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないよう、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期などを勘案し、必要な箇所については、濁水などを一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈殿させる機能などを有する施設(設計堆積土砂量については、別紙2の「宅地開発等に件う流量調整要領」別紙「調整池設置基準」第8条による。)を設置すること。	(3) 流出量の調整 開発に伴い河川等の流域の流出機構が変化するなどにより、河川等への流入量が著しく増加し、災害を誘発するおそれがあり、かつ、下流河川等の改修又は、排水施設の整備が開発のスピードに追いつかない場合は、別紙2の「宅地開発等に伴う流量調整要領」に基づき開発を行う者が河川等の改修又は調整池の設置などを行うこと。 (4) 工事中の防災対策等 工事の施行に伴う災害の防止及び河川への濁水流入防止措置などを講じること。
	(平成 6年10月 1日 施行) (平成12年 6月20日 一部改正) (平成20年 3月 4日 一部改正) (平成26年11月 1日 一部改正) この改正規定は, 平成26年11月 1日 から適用する。	(平成 6年10月 1日 施行) (平成 12年 6月20日 一部改正) (平成 20年 3月 4日 一部改正) この改正規定は、 平成 20年4月1日 から適用する。
28~ 39	別紙 1 略	別紙 1 略